

西宮市土地開発公社

「名次町ほか」宅地分譲
パンフレット 《入札》

分譲申込期間 《 1回目 》

令和5年7月19日(水)~7月28日(金)

【平日のみ】

◎分譲価格等一覧

(令和5年7月19日現在)

分譲 番号	所在・地番	地目	地積(m ²)	最低売却 価格(万円)	1回目 の申込者	2回目以降 の申込者	坪表示 参考(約)
①	名次町20番8	宅地	132.38	3,971	個人	個人 法人 宅地建物 取引業者	40.0
②	中須佐町55番8	宅地	44.07	895			13.3
③	小松町二丁目21番	宅地	59.92	1,450			18.1

注) ・分譲地は、現状有姿での引渡しとなります。必ず事前に現地確認をお願いします。
・分譲地の売主は「西宮市」です。

◎入札等の日程《予定》

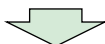
入札	窓口申込期間(平日のみ) (9時~12時及び13時~17時)	入札書 郵送締切日 (午後3時)	開札日 (午前10時)	契約締結期限 (契約保証金の振込み)	残金支払 期 限
1回目	R5/7/19(水)~7/28(金)	~8/1(火)	8/3(木)	R5/9/4(月)	R5/10/2(月)
2回目	R5/8/9(水)~8/18(金)	~8/22(火)	8/24(木)	R5/9/25(月)	R5/10/23(月)
3回目	R5/8/30(水)~9/8(金)	~9/12(火)	9/14(木)	R5/10/16(月)	R5/11/13(月)

注) ・1回目で入札参加申込みがなかった分譲番号については、2回目以降の申込受付を行う
予定です。
・都合により2回目以降の宅地分譲を中止する場合があります。

宅地分譲(入札参加)のスケジュールなど

— 「宅地分譲実施要領」等を参照 —

1 申込保証金の振込



- ・2の入札参加申込書の提出前に「申込保証金の振込み」が必要です。
- ・振込先: (口座) 三井住友銀行西宮支店 普通 1213475
(名義人) 西宮市土地開発公社 理事長 荒岡 晃彦
(ニシノミヤシトチカイハツコウシャ リジチョウ アラオカ アキヒコ)

2 入札参加申込書等の提出



- ・ 申込期間：令和5年7月19日(水)～7月28日(金)【平日のみ】
- ・ 申込時間：午前9時～午前12時及び午後1時～午後5時【厳守】
- ・ 申込受付：当公社窓口へ直接「入札参加申込書」と必要書類
(3ページをご覧ください)を提出してください。

※ 入札参加申込書類の記載内容等を確認後、入札書をお渡しします。
※ 後日、申込者の資格等について審査します。

3 入札書(応札)の郵送



- ・ 提出期限：～令和5年8月1日(火)午後3時までに必着【厳守】
- ・ 提出方法：必ず当公社あてに郵送(簡易書留)してください。

4 開札(落札者の決定)



- ・ 開札日時：令和5年8月3日(木)、午前10時から
- ・ 開札会場：西宮市役所東館7階701会議室
- ・ 開札：落札者を決定し、後日、必要な事項を明記した書類等を郵送します。

5 契約保証金の振込み



- ・ 6の土地売買契約の締結前に「契約保証金の振込み」が必要です。
- ・ 振込期限：令和5年9月4日(月)【厳守】
- ・ 振込先：開札後、**落札者に郵送する書類に「口座・名義人等」を明記**します。

注)前ページ1の振込先と異なりますので、ご注意ください。

6 土地売買契約の締結



- ・ 土地売買契約は当公社で行います。必ず契約者が出席してください。
- ・ 土地売買契約の前に「重要事項の説明・確認」を行います。

7 所有権移転登記・引渡し

- ・ 所有権移転登記の前に「土地売買代金全額の支払い」が必要です。
- ・ 残金の振込期限は、令和5年10月2日(月)です。【厳守】
- ・ **振込先は、上記5と同じ「口座・名義人等」です。**
- ・ 売買代金全額の支払いがあった場合、速やかに物件を契約者に引渡し、所有権移転登記を行います。

宅地分譲実施要領

西宮市土地開発公社(以下「当公社」という。)が実施する宅地分譲への入札参加希望者は、この宅地分譲実施要領(以下「要領」という。)等を熟読のうえ、必ず事前に現地を確認後、所定の入札参加申込書に必要事項を記入し、押印(実印)のうえ、申込期間に当公社窓口へ直接、必要書類を添付し提出してください。なお、郵送等による申込みはできません。

1 申込者及び共有者の資格等

(1) 申込者及び共有者の資格

入札参加希望者は、次のア、イの要件を満たさなければ申込みできません。

ア 落札後、当公社が指定する期限までに、売買代金全額の支払いが確実にできる個人、法人及び宅地建物取引業者(以下「宅建業者」という。)とする。

イ 個人の申込者及び共有者は、年齢20歳以上の者とする。なお、共有者は、申込者の2親等以内の親族とする。

(2) 申込みができない申込者及び共有者

次のいずれかに該当する者は、前記「(1)申込者及び共有者の資格」に該当しても申込みはできません。

ア 不動産売買契約を締結する能力について、法令上の制限を受けている者及び破産者で復権をえない者

イ 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者

ウ 当公社の宅地分譲入札で落札したにもかかわらず、土地売買契約を締結しなかった者及び当公社の土地売買契約条項に違反し又は違反行為に関与した者で、当公社が知った日から3年を経過しない者

エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に分譲地を供しようとする者

オ 「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例」(平成24年西宮市条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

カ 複数の宅地分譲申込みを目的として、一時的(申込書受付開始日前3カ月以内)に住民票を世帯から分離した者

2 分譲地の用途等の制限

土地売買契約締結の日から1年を経過する日までは、次の制限事項があり、土地売買契約書に明記するとともに、違反した場合は、違約金及び契約解除の条項に該当します。

- (1) 個人及び法人は、物件を自己居住用住宅用地として使用し、1分譲地に1居住用住宅の建築に限ります。なお、物件を分筆することはできません。
- (2) 宅建業者は居住用住宅用地(分譲番号③は除く。)として使用し、物件を更地で転売することはありません。ただし、一戸建て建築条件付物件(建売住宅)として売買する場合は、この限りではありません。なお、物件を分筆することはできません。

3 申込みにあたっての注意事項

(1) 申込者及び共有者が、落札後の土地売買契約の契約者となります。

(2) 申込みできる分譲地数

ア 個人の申込みは、同一世帯で1分譲地とする。

イ 法人の申込みは、同一法人で1分譲地とする。

ウ 宅建業者の申込みは、複数分譲地を可能とする。＜※申込書は、分譲番号毎に必要です。＞

4 申込保証金

(1) 入札参加申込書を提出するまでに、申込保証金を申込者名義で振込んでください。申込保証金の振込みが確認できない場合は、入札参加申込書の受付はできません。

ア 個人の申込保証金は、**1分譲地50万円**

イ 法人、宅建業者の申込保証金は、**1分譲地150万円**

(2) 落札されなかった方には、開札日から20日以内に申込保証金を無利子で返金します。

(3) 落札された方の申込保証金は、土地売買契約締結時に無利子で契約保証金の一部に充当します。ただし、落札後に土地売買契約を締結しない場合、申込保証金は返金しませんので、了知のうえ申込んでください。

5 入札参加申込書と必要書類等

(1) 共通

ア 申込書：当パンフレットの「入札参加申込書(個人は13ページ、法人・宅建業者は14ページ)」に必要事項を記入し、押印(実印)のうえ、申込期間に当公社窓口へ直接提出してください。

イ 誓約書：当パンフレットの「誓約書(15ページ)」に必要事項を記入し、押印(実印)のうえ、入札参加申込書に添付して提出してください。

ウ 振込証：「申込保証金」の振込済みを確認できる振込明細等(金融機関等発行)を持参してください。

エ 代理人：「入札参加申込書」の代理人欄に必要事項を記入し、受任者本人と確認できるもの(運転免許証・社員証等)を用意してください。なお、複数の申込者の代理人となることは認められません。

(2) 申込者別の添付必要書類等一覧 《○のものがが必要です。》

区 分	申込者(個人)	共有者(個人)	法 人	宅建業者(法人)	宅建業者(個人)
「世帯全員の住民票」(個人)	○	○注1			○
「印鑑登録証明書」(個人)	○	○			○
「履歴事項全部証明書」			○	○	
「印鑑証明書」(法人)			○	○	
「代表者事項証明書」			○注2	○注2	
「宅地建物取引業者免許証」(写し)				○	○

注1 共有者が申込者と別世帯の場合は、共有者の「世帯全員の住民票」も提出してください。

※「世帯全員の住民票」、「印鑑登録証明書」、「履歴事項全部証明書」及び「印鑑証明書」は、発行日から3カ月以内のものに限ります。

注2 「代表者事項証明書」は、発行日から10日以内のものに限ります。

(3) 申込審査

当社の入札参加申込書受付後の審査において、申込者の資格等に違反等が認められた場合は、申込みを取消します。

(4) 申込辞退

入札参加申込書提出後、入札参加を辞退する場合は、開札日までに書面で「入札参加辞退届」(申込者名の記入、実印があれば様式を問いません。)を提出してください。

6 入札書(応札)

入札参加申込書の受付後に、入札書等必要書類をお渡しします。入札書は、提出期限までに必ず当社あてに郵送(簡易書留)してください。なお、理由の如何にかかわらず、郵送された入札書の差替え変更等はできません。

(1) 入札書の書き方

ア 申込者の住所及び氏名等は住民票又は履歴事項全部証明書のとおり記入し、押印(実印)してください。

イ 入札書の金額は、アラビア数字(0、1、2、3、・・・)を使用してください。

(2) 入札書の郵送

「入札書」を「入札書提出用封筒(白色)」に入れて封かんし、とじしろに押印(実印)後、「送付用封筒(茶色)」に入れて封かんし、当社あてに郵送(簡易書留)してください。

7 開札(落札)

開札日は、申込者又は代理人が出席してください。出席者は、開札参加者の証として受付時にお渡しした「入札参加申込書の写し」を持参してください。なお、落札者の決定については、次のとおり行います。

(1) 落札者は、最低売却価格以上で、かつ入札者の中で最高の価格をもって入札した者としてします。

(2) 最高価格の入札が複数あった場合は、個人の入札者を法人・宅建業者に優先して落札者としてします。

なお、最高価格の入札が複数の個人又は複数の法人・宅建業者であった場合は、該当入札者がくじを引いた後、落札者を決定します。

(3) 落札者へは、後日、契約の締結から所有権の移転登記等に必要事項を明記した書面等を郵送します。

(4) 落札の結果は、当社窓口及び西宮市ホームページ上で、一定期間公開します。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札及び落札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札

(2) 入札書が指定日時までに当社に届かなかった入札

(3) 所定の入札書によらない入札

(4) 入札金額が最低売却価格未満の額の入札

(5) 入札書の金額の訂正、不明瞭な数字、数字のなぞり書き、紛らわしい数字及び押印もれがある入札

(6) その他、要領に関する条件等に違反した入札

9 契約保証金の支払い及び土地売買契約の締結

- (1) 土地売買契約の締結期限までに、落札額の10%相当の契約保証金（千円未満切捨て）を振込んでください。契約保証金の振込みが確認できない場合は、土地売買契約の締結はできません。
- (2) 土地売買契約の締結時には、実印と収入印紙を持参してください。
- (3) 土地売買契約の締結期限までに契約されない場合は、落札者の権利を取消し、申込保証金は返金しません。
- (4) 落札者（法人のみ）には、後日「役員等の名簿」を郵送しますので、記入例にしたがってご記入いただき、土地売買契約時にご持参ください。
- (5) 共有者の誓約書(15ページ)は、別途申込者あてに郵送しますので、土地売買契約時にご持参ください。

10 物件の引渡し及び所有権移転登記

- (1) 物件の引渡しは、土地売買代金全額の支払いがあったときに、速やかに現状有姿で購入者に引渡します。物件の所有権は、引渡しと同時に購入者に移転します。なお、残金支払期限までに土地売買代金全額の支払いがない場合は、土地売買契約を解除し、契約保証金は返金しません。
- (2) 所有権の移転登記は当公社が行いますが、所有権移転登記に必要な登録免許税等の諸費用は購入者の負担となります。
なお、登録免許税の「領収証書原本」は所有権移転登記に必要ですので、必ず売買代金残金の振込みの前に、当公社へ届けてください。
- (3) 抵当権設定の登記がある場合は、事前にお知らせください。
- (4) 「登記識別情報通知」は、登記完了後、購入者へ当公社でお渡しします。

11 土地売買代金以外の購入者の負担費用等

- (1) 「土地売買契約書」に貼付する収入印紙の費用
 - (2) 「所有権移転登記」に必要な登録免許税
 - (3) 購入者を義務者として課される公租公課（不動産取得税、固定資産税・都市計画税）
 - (4) 入札参加申込書の必要添付書類費用（世帯全員の住民票等）
- ※ 詳細については、関係機関にお問合せください。

分譲地の確認事項

- 1 当パンフレットに記載している用途地域等の制限や小中学校の校区等は、令和5年4月1日現在の状況を記載しています。将来において変更や見直しされる場合もあります。
- 2 物件の引渡しは現状有姿で行います。必ず申込者ご自身で、事前に物件の現状、排水施設、ごみステーション、電柱、支線、広報掲示板、バス停、街灯、道路標識、その他施設の位置等を現地でご確認のうえ、お申込みください。
- 3 案内図(7、9、11ページ)は、道路の整備や建物の状況等により現況と相違している場合があります。なお、現況と異なる場合は、現況を優先します。
- 4 明細図(8、10、12ページ)は、現地の概要をあらわしている図面です。必ず申込者ご自身で事前に現況をご確認ください。なお、現況と異なる場合は、現況を優先します。
- 5 分譲地の地積は、全部事項証明書・実測とも同じです。なお、地積測量図等は神戸地方法務局西宮支局又は当公社で確認できます。
- 6 建築にあたっての地盤強度や基礎構造については、計画建物の形体、階数、構造等により条件が異なりますので、購入者が建築に際し必要な場合は、自己の責任と費用負担で地盤、地質等の調査をしたうえで、基礎構造等の設計、施工を行ってください。
- 7 ガス、上・下水道は「案内図」下の【概要】のとおりです。
- 8 分譲地に接する市道内歩道を、自動車等乗入れのために切下げ等の工事をしようとする場合は、西宮市への申請・承認が必要です。事前に西宮市土木管理課(0798-35-3634)に問合せってください。
なお、切下げ等の費用は購入者の負担となります。
- 9 分譲地の地中には、従前建物等の基礎材や配管等が部分的に残っている場合がありますが、現状有姿での引渡しとなりますので、撤去等が必要となる場合は、購入者の責任と負担で行ってください。
- 10 建築にあたっては、建築基準法、都市計画法等の関係法令及びその他の規制等の内容について購入者が直接担当窓口でご確認ください。(16ページ参照)
- 11 防災関係の詳細は、西宮市災害対策課(0798-35-3626)でご確認ください。

土地売買契約書《通常例》

西宮市(以下「甲」という。)と ○○ ○○(以下「乙」という。)は、次のとおり土地売買契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する末記土地(以下「物件」という。)を乙に売渡し、乙はこれを買受ける。

(売買代金)

第2条 前条の売買代金は、金 円とする。

2 乙は、この契約締結時に契約保証金として、金 円を甲が指定する口座へ振込む方法により支払う。

3 乙は、令和 年 月 日までに残金の金 円を甲が指定する口座へ振込む方法により支払う。

(契約保証金の放棄)

第3条 乙は、前条第3項に定める日までに、同条第2項の契約保証金を放棄して、本契約を解除することができる。

(物件の引渡し)

第4条 甲は、第2条の売買代金全額の支払いがあったときは、速やかに物件を乙に現状有姿にて引渡し、同時に物件の所有権は甲から乙に移転するものとする。

(所有権移転登記)

第5条 甲は、乙に対し、第2条の売買代金の支払いが完了したときに、遅滞なく物件の所有権移転登記を行うものとする。

2 前項の登記に必要な登録免許税及び必要書類にかかる経費は、乙の負担とする。

(指定用途等)← 宅建業者の場合は、内容が異なります。

第6条 乙は、本契約締結の日から1年を経過する日までは、物件を自己居住用住宅用地として使用し、1分譲地に1居住用住宅の建築に限り。なお、本契約締結の日から1年を経過する日までは、物件を分筆することはできない。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第7条 乙は、物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

2 乙は、物件を譲渡する場合には、その譲渡を受けた者に対し、前項に規定する公序良俗に反する用途に使用してはならない旨を承継させなければならない。

(実地調査等)

第8条 乙は、甲が前2条の履行状況を確認するため、随時に全部事項証明書等の提出及び実地調査等を求めた場合は、協力しなければならない。

(違約金)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する違約金を甲に支払わなければならない。

(1) 第6条又は第8条の規定に違反した場合、第2条第1項の売買代金の1割相当額

(2) 第7条の規定に違反した場合、第2条第1項の売買代金の3割相当額

(3) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当することが所有権移転登記後に判明した場合、第2条第1項の売買代金の3割相当額

(危険負担)

第10条 乙は、本契約締結後、物件の引渡しまでの間に、物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合、甲に対して売買代金の減免を請求することはできない。

(契約不適合責任)

第11条 当該契約に係る契約不適合については、乙は甲に対して、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び契約解除について、引渡しの日から2年以内に協議を申出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(公租公課等の負担)

第12条 物件にかかる公租公課は、所有権移転登記後は、乙の負担とする。

(契約解除)

第13条 甲乙の一方が、本契約に定める各条項のいずれかに違反したときは、その相手方は、いつでも契約の一部又は全部を解除することができる。

2 前項の規定により、甲が契約を解除したときは、次の各号によるものとする。

(1) 甲は、乙に対し契約保証金を除く既納の売買代金を返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さないものとする。

(2) 甲は、前号の外、本契約に基づいて乙が物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を負担しないものとする。

(返還金と違約金及び損害賠償金との相殺)

第14条 甲は、前条第2項第1号の規定により、売買代金を返還する場合において、乙が第9条に規定する違約金又は第16条に規定する損害賠償金を甲に対し支払うべき義務があるときは、当該違約金又は損害賠償金と返還する売買代金とを対当額にて相殺することができるものとする。

(原状回復義務)

第15条 第13条第1項の規定により、甲が本契約を解除したときは、乙は、自己の費用と責任において、物件を原状に回復し、甲が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないために損害を被ったときは、乙に対しその損害の賠償請求をすることを妨げないものとする。ただし、第9条に規定する義務違反に該当する場合は、同条に規定する違約金とする。

(特記事項)

第17条 乙が建築にあたって、地盤調査や地盤改良工事等が必要な場合、その費用は乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第18条 甲乙双方は、信義誠実の義務をもって、本契約の履行につとめなければならない。

(定めのない事項)

第19条 本契約に定めのない事項については、甲乙双方協議の上、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 5 年 月 日

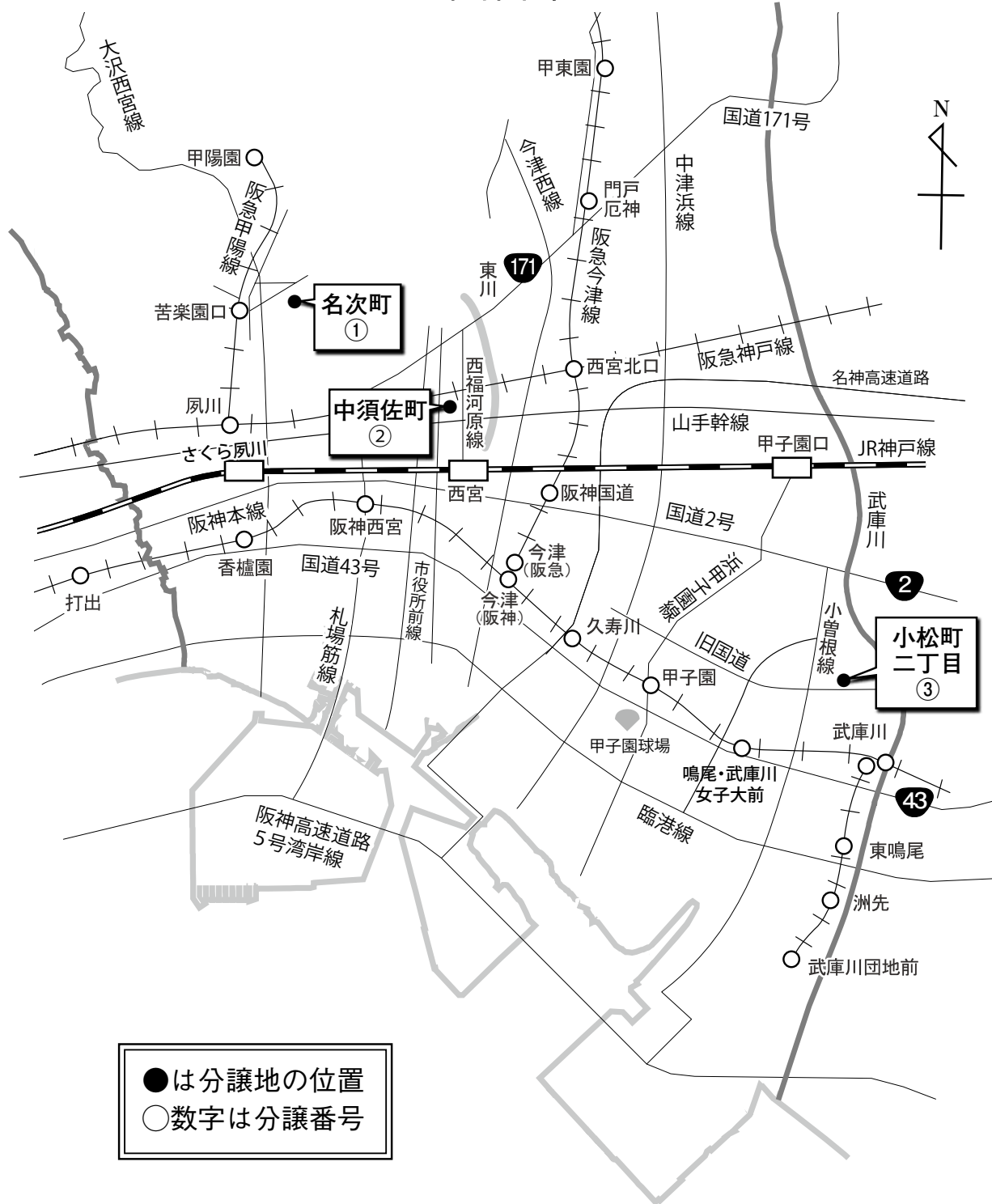
「甲」 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市代表者 西宮市長

「乙」 ○○ ○○

※ 物件の表示は省略

分譲地の位置図

西宮市



案内図《名次町》

分譲番号	所在・地番 (なつぎちょう)	地積(m ²)	最低売却価格(万円)	住居表示
①	西宮市名次町 20 番 8	132.38	3,971	11 番街区

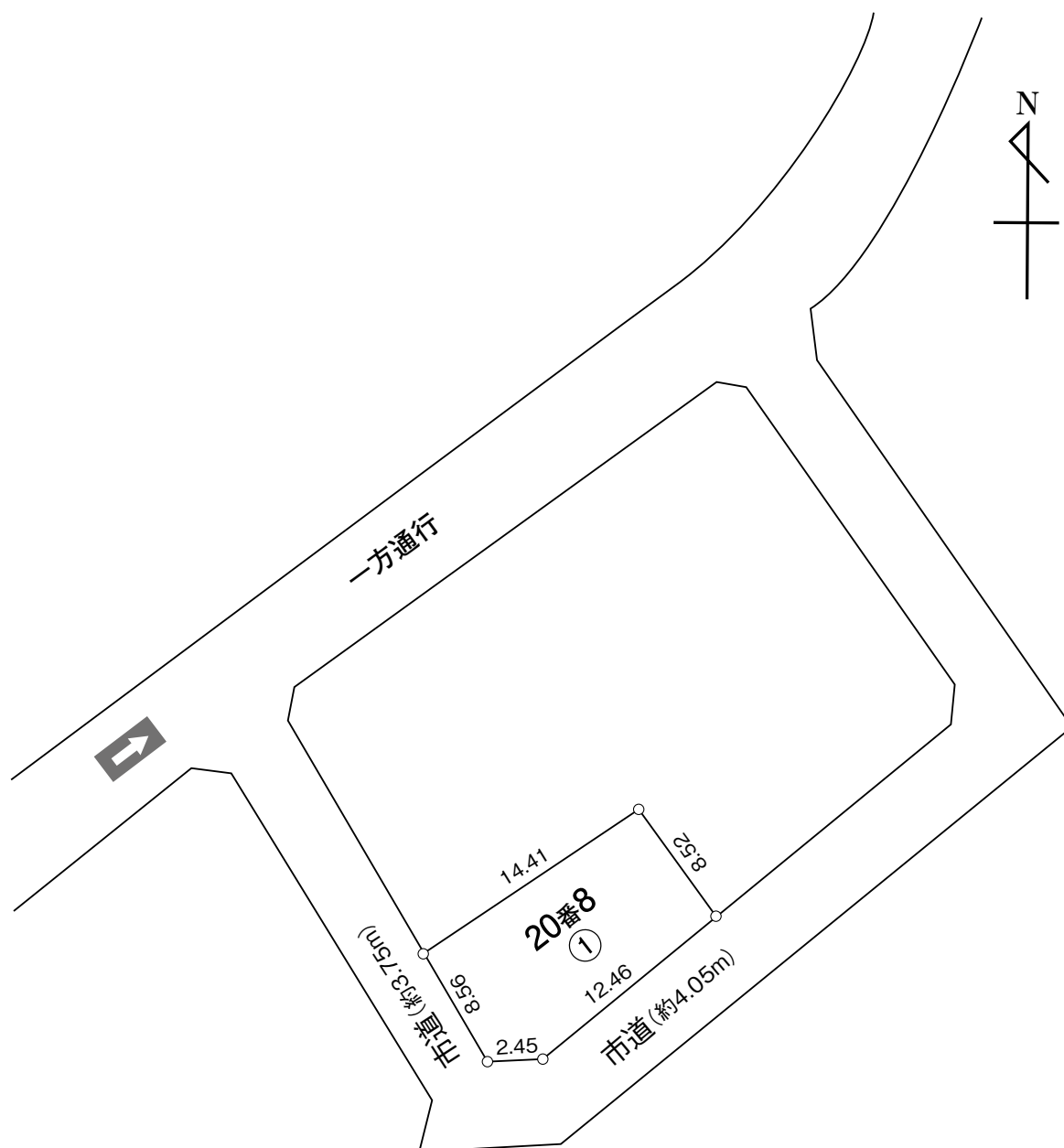


【概要】令和5年4月1日現在

- 用途地域／第1種中高層住居専用地域●建ぺい率／60%●容積率／200%●その他制限／第3種高度地区／宅地造成工事規制区域●地目／宅地●電気／関西電力株●ガス／大阪ガス株(引込無)●水道／西宮市(引込無)●下水道／西宮市(引込無)●校区／神原小学校・大社中学校●交通／阪急甲陽園線「苦楽園口」から徒歩約5分

注) 分譲地の地中には、従前建物等の基礎・配管等が残っている場合がありますが、現状有姿での引渡しとなりますので購入者の負担で撤去を行ってください。

明 細 図【分譲番号①】



注1) 西側道路は、建築基準法第42条第1項第5号道路です。

注2) 分譲地の北側境界線上の一部には、隣接地(同町22番8)所有者との共有ブロック塀の基礎が存在します。この共有ブロック塀の基礎の管理等については、西宮市と所有者の間で共有構造物確認書を交わしており、購入者はその内容を承継することになります。(土地売買契約書に明記します。)

- ・ごみステーションの使用については、分譲地最寄りのごみステーション使用者とご相談ください。(西宮市相談窓口は美化企画課：0798-35-3820)

案 内 図 《中須佐町》

分譲番号	所在・地番 (なかすさちょう)	地積(m ²)	最低売却価格(万円)	住居表示
②	西宮市中須佐町 55 番 8	44.07	895	4 番街区

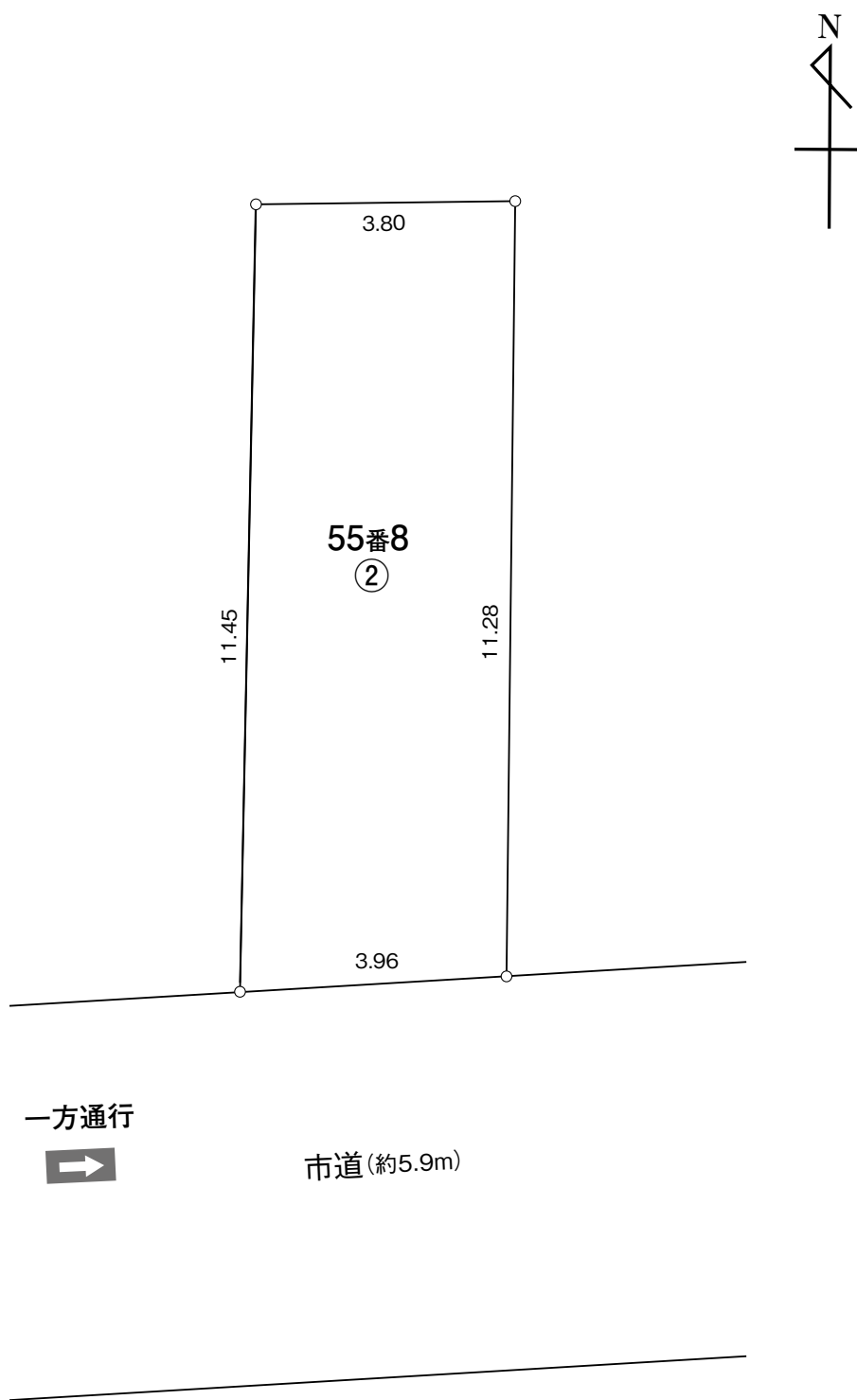


【概要】令和5年4月1日現在

- 用途地域／第1種住居地域 ●建ぺい率／60% ●容積率／200% ●その他制限／第5種高度地区／安井地区地区計画 ●地目／宅地 ●電気／関西電力株 ●ガス／大阪ガス株(引込無) ●水道／西宮市(引込無) ●下水道／西宮市(引込無) ●校区／安井小学校・大社中学校 ●交通／JR神戸線「西宮駅」から徒歩約10分

注) 分譲地の地中には、従前建物等の基礎・配管等が残っている場合がありますが、現状有姿での引渡しとなりますので購入者の負担で撤去を行ってください。

明 細 図【分譲番号②】



・ごみステーションの使用については、分譲地最寄りのごみステーション使用者とご相談ください。(西宮市相談窓口は美化企画課：0798-35-3820)

案 内 図 ≪小松町二丁目≫

分譲番号	所在・地番 (こまつちょうにちょうめ)	地積(m ²)	最低売却価格(万円)	住居表示
③	西宮市小松町二丁目 21 番	59.92	1,450	6 番街区

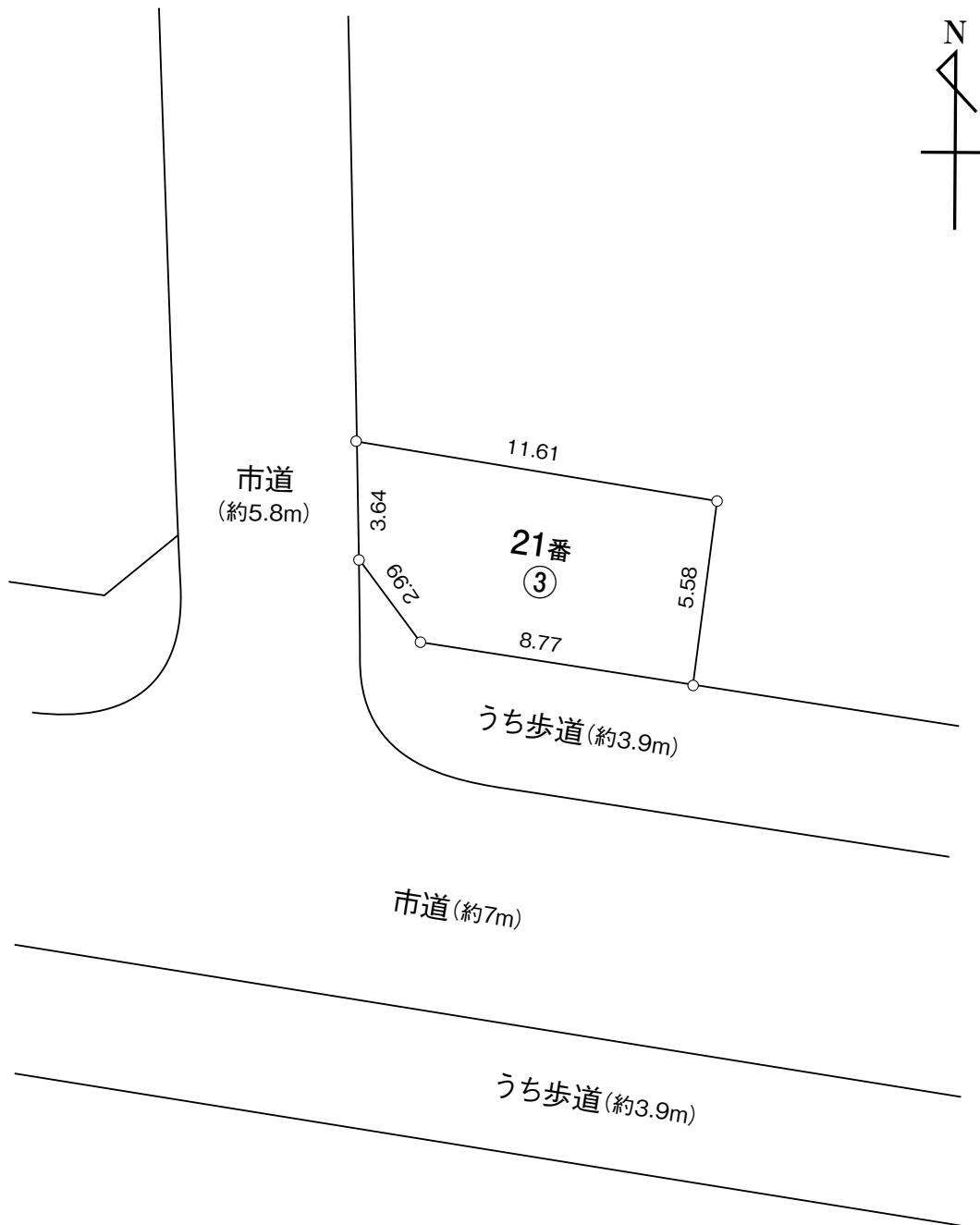


【概要】令和5年4月1日現在

- 用途地域/第1種住居地域 ●建ぺい率/60% ●容積率/200% ●その他制限/第4種高度地区
- 地目/宅地 ●電気/関西電力(株) ●ガス/大阪ガス(株)(引込無) ●水道/西宮市(引込無) ●下水道/西宮市(引込無)
- 校区/小松小学校・学文中学校 ●交通/阪神「武庫川駅」から徒歩約10分

注) 分譲地の地中には、従前建物等の基礎・配管等が残っている場合がありますが、現状有姿での引渡しとなりますので購入者の負担で撤去を行ってください。

明 細 図【分譲番号③】



注) 分譲地の北側境界線上の一部には、隣接地(同町20番)所有の越境物(ブロック塀)があります。この越境物については、西宮市と所有者の間で確認書を交わしており、購入者はその内容を承継することになります。(土地売買契約書に明記します。)

- ・ごみステーションの使用については、分譲地最寄りのごみステーション使用者とご相談ください。(西宮市相談窓口は美化企画課：0798-35-3820)

様式1 《個人用》

令和5年度西宮市「名次町ほか」宅地分譲入札参加申込書

西宮市土地開発公社が実施する宅地分譲について、宅地分譲実施要領等を遵守し、入札参加申込みをします。

1. 申込者

ふりがな		共有の場合 申込者の持分割合
氏名	(実印)	分の
住所	〒 - 電話番号 (- -)	
勤務先の名称等	電話番号 (- -)	
摘要	昼間の連絡先 (- -)	

注) 添付書類 世帯全員の住民票 ・ 印鑑登録証明書 ・ 誓約書 (15ページ)

2. 共有者 (土地売買契約が共有となる場合にご記入ください。)

①	ふりがな		持分割合	申込者との続柄
	氏名	(実印)	分の	
	住所	※ 申込者と別世帯の場合、記入してください。 〒 - 電話番号 (- -)		
②	ふりがな		持分割合	申込者との続柄
	氏名	(実印)	分の	
	住所	※ 申込者と別世帯の場合、記入してください。 〒 - 電話番号 (- -)		

3. 代理人 (代理人がこの宅地分譲入札参加申込書を提出する場合にご記入ください。)

ふりがな	
氏名	(印)
住所等	〒 - 電話番号 (- -)
申込者との関係	
西宮市土地開発公社の実施する令和5年度西宮市「名次町ほか」宅地分譲入札参加の申込みにかかる権限を上記の者に委任します。	
委任者 (申込者)	(実印)

4. 申込保証金の返金先口座 (落札に至らなかった場合、下記口座に返金します。)

※口座は申込者又は申込者の配偶者に限ります。

振込指定金融機関	銀行		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

- 注) 1. 氏名、住所は、住民票の記載どおりに記入してください。
 2. 共有の場合、共有者の印鑑登録証明書も提出してください。なお、共有者が申込者と同一世帯でない場合は、共有者の世帯全員の住民票も提出してください。
 3. 記入押印した誓約書 (15ページ) 及び必要書類 (3ページに明記) も入札参加申込時に提出してください。
 4. 入札参加申込書の申込時間は、平日の午前9時～午前12時及び午後1時～午後5時です。

様式2 《法人・宅地建物取引業者用》

令和5年度西宮市「名次町ほか」宅地分譲入札参加申込書

西宮市土地開発公社が実施する宅地分譲について、宅地分譲実施要領等を遵守し、入札参加申込みをします。

1. 申込者

ふりがな	
商号	
本店	〒 - 電話番号 (- -)
代表者の資格、氏名	(実印)
昼間の連絡先	連絡先(代理人・申込者・) 連絡先の《氏名》と TEL (《 > - -)

注) 添付書類 履歴事項全部証明書 ・ 印鑑証明書 ・ 代表者事項証明書
 誓約書(15ページ) ・ 宅地建物取引業者免許証(写し)

2. 代理人(代理人がこの宅地分譲入札参加申込書を提出する場合にご記入ください。)

ふりがな	
氏名	(印)
住所等	〒 - 電話番号 (- -)
申込者との関係	
西宮市土地開発公社の実施する令和5年度西宮市「名次町ほか」宅地分譲入札参加の申込みにかかる権限を上記の者に委任します。	
委任者(申込者)	(実印)

3. 申込保証金の返金先口座(落札に至らなかった場合、申込者の下記口座に返金します。)

※申込者の口座です。

振込指定金融機関	銀行		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

- 注) 1. 商号、本店、代表者の資格、氏名は、履歴事項全部証明書又は住民票の記載どおりに記入してください。
2. 記入押印した誓約書(15ページ)及び必要書類(3ページに明記)も入札参加申込時に提出してください。
3. 入札参加申込書の申込時間は、平日の午前9時～午前12時及び午後1時～午後5時です。

誓 約 書

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

なお、西宮市長又は西宮市土地開発公社理事長（以下「西宮市長等」という。）がこの誓約書の写し及び役員等の名簿その他西宮市長等が必要と認める書類の写しを兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、西宮市長等が警察署長に下記のことについて意見聴取（文書照会）すること及び、警察署長から得た情報を西宮市長等が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は西宮市教育委員会若しくは西宮市上下水道事業管理者その他実施機関と共有することについて同意する。

記

- 1 暴力団（条例第2条第1号）、暴力団員（条例第2条第2号）又は暴力団密接関係者（条例第2条第3号）に該当しないこと。
- 2 宅地分譲のパンフレット記載の入札参加申込書の提出から登記識別情報通知受領までの業務を上記1に該当する者をその代理人としないこと。
- 3 上記2の一連の手續きに関与する代理人に対しては、この誓約書の趣旨を説明のうえ誓約書及び役員等の名簿その他西宮市長等が必要と認める書類を求め、速やかに西宮市長等に提出すること。
- 4 この誓約書に違反したときには、西宮市長等が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 5 年 月 日

西 宮 市 長 等 殿

※ 個人の場合 → 氏 名 (実印)

住 所

※ 申込書印と同じです。

※ 法人の場合 →

商 号

本 店

代表者の
資格、氏名

(代表者印)

※ 申込書印と同じです。

建物計画に伴う制限・規制等の担当窓口便覧

建築等にあたっては、下記の関係法令等による届出や許可を必要とする場合がありますので、宅地の購入又は申込みに際しては、事前に担当窓口への確認、又は問合せをお願いします。

1. 都市計画法・建築基準法等の関連

法令等に基づく制限	1) 市街化区域の内外に関する事 2) 用途地域の指定と建築制限に関する事 3) 建ぺい率の制限に関する事 4) 容積率の制限に関する事 5) 高度地区の指定と制限に関する事 6) 地区計画の指定と制限に関する事 7) 風致地区の指定と制限に関する事 8) 特別用途地区の指定と制限に関する事 9) 防火地区等の指定と制限に関する事 10) その他の地域・地区等の指定と制限に関する事 11) 宅地造成工事規制区域の指定と基準に関する事 12) その他関係法令・条例等の指定と制限に関する事	第1～10種高度地区等・なし 第1～3種風致地区・なし 文教地区・酒蔵地区など 防火地域・準防火地域など 高度利用地区・臨港地区など 建築協定・砂防指定地など
担当窓口	都市計画課 0798-35-3603 建築指導課 0798-35-3918 開発指導課 0798-35-3691 開発審査課 0798-35-3492 建築調整課 0798-35-3692	

2. 地盤調査について

建築物の形体や規模、又は建築基礎の処方や構造等によりその基準が異なりますので、建築に際して必要な場合は、土地購入者の責任と費用負担で地盤・地質等の調査をしたうえで建築基礎等の設計・施工を行ってください。

3. 供給施設等の照会先

供給施設	上水道	西宮市上下水道局電話受付センター	0798-32-2201 0797-61-1703 078-904-2481
	下水道	西宮市上下水道局・下水管理課	0798-32-2262
	ガス	大阪ガス(株)お客様センター	0120-794-817
	電気	関西電力(株)コールセンター	0800-777-8810
	電話	NTT西日本 (局番なしの「116」) 又は	0800-200-0116

注) 上記以外の窓口等については、直接ご確認ください。

<お問合せ先>



西宮市土地開発公社

〒662-0918 西宮市六湛寺町3番1号

西宮市役所 東館7階 (公共駐車場は5階まで)

TEL 0798-34-7262 FAX 0798-22-6544

西宮市ホームページ (ページ番号: 61704803)

又は <https://www.nishi.or.jp/>

「くらし・手続き」⇒「すまい」⇒「宅地分譲」